



神奈川区連合町内会自治会連絡協議会
(3月定例会)



日時：令和6年3月18日（月）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 東京湾沿岸における高潮浸水想定区域の改定について
【情報提供】(神奈川県県土整備局河港課)
- (2) 令和6年度各種募金及び神奈川区社協会費へのご協力について
【協力依頼】(神奈川区社会福祉協議会)
- (3) 横浜みどりアップ計画〔2024-2028〕の策定について
【情報提供】(環境創造局政策課)
- (4) 消防出張所の機構改革について
【事業説明】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 「相鉄・東急新横浜線沿線 花みどりスポット」の発行について
【情報提供】(区政推進課)
- (6) 「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について
【情報提供】(総務課)

- (7) 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について
【提出依頼】(総務課)
- (8) 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について
【提出依頼】(地域振興課)
- (9) 令和5年度 神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動報告書の提出について
【提出依頼】(地域振興課)
- (10) 令和6年度横浜市LED防犯灯事業について
【情報提供】(地域振興課)
- (11) 地域防犯カメラ設置補助制度について 【情報提供】(地域振興課)
- (12) 自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケートについて
【協力依頼】(地域振興課)
- (13) 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について
【提出依頼】(地域振興課)
- (14) 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて
【協力依頼】(地域振興課)
- (15) 令和6年度の配送便(白袋)について 【協力依頼】(地域振興課)
- (16) 神奈川区青少年指導員だより第97号の発行について
【情報提供】(地域振興課)
- (17) 神奈川区スポーツ推進委員だより第33号の発行について
【情報提供】(地域振興課)
- (18) 令和6年度からの地域における交通安全啓発活動の進め方について
【情報提供】(地域振興課)

(19) 消費生活情報「よこはま暮らしナビ」について

【掲示板掲出依頼】（地域振興課）

※（２）・（３）・（４）・（６）・（１０）・（１１）・（１２）は市連会からの議題です。

自治会町内会館に、
LED 照明やエアコン等の省エネ設備を導入しませんか？



3月1日から
補助金申請 受付スタート

手続きが分からない 対象製品が分からない など
お気軽にお問い合わせください。

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）
045-451-7740



詳細は
「募集案内」を
ご参照ください。

〔自治会町内会館脱炭素化推進事業〕
事業実施主体：市民局地域活動推進課

《 4 月定例スケジュール 》

- ・ 4 月区連定例会の開催について （地域振興課）
 - ◇日 時：令和 6 年 4 月 18 日（木）13 時 30 分～
 - ◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

- ・ 4 月の配送便について （地域振興課）
 - 4 月の配送便は 25 日（木）までに送付予定です。

1 東京湾沿岸における高潮浸水想定区域の改定について

情報提供

平成 31 年 4 月に東京湾沿岸（神奈川県区間）において、高潮浸水想定区域の指定及び高潮特別警戒水位の設定を行いました。これについて、国が改訂した手引きに基づき、区域等の再検討を行い、令和 6 年 2 月に高潮浸水想定区域の改定及び高潮特別警戒水位を改訂しました。

つきましては、3 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を 1 部お送りいたします。

【経過】

- ◇平成31年 4 月：水防法改訂を受けて、東京湾沿岸（神奈川県区間）において、高潮浸水想定区域の指定及び高潮特別警戒水位を設定
- ◇令和 2 年 6 月：令和元年の高潮浸水被害を契機に、国が手引きを改訂
- ◇令和 6 年 2 月：東京湾沿岸（神奈川県区間）における高潮浸水想定区域の改定及び高潮特別警戒水位を改定（2 月に神奈川県から記者発表実施済み）

【高潮浸水想定区域とは】

東京湾沿岸において、想定し得る最大規模の高潮により浸水する範囲について、浸水の深さ、（浸水深）、浸水が継続する時間（浸水継続時間）を明らかにしましたので、これに基づき、高潮浸水想定区域を改定します。

※ 想定する台風が東京湾周辺を通過する確率は 1,000～5,000 年に 1 回程度です。

【問合せ先】

総務課 防災担当：奥田・河合 電話：411-7004 FAX:324-5904

2 令和6年度各種募金及び神奈川区社協会費へのご協力について

協力依頼

令和6年度の日本赤十字社会費（募金）、共同募金及び区社協会費へのご協力をお願いいたします。

例年、日本赤十字社会費（募金）、共同募金及び区社協会費へのご協力をお願いしているところですが、それぞれの目的に沿って有効に活用させていただいていることをご報告します。

令和6年度についても、趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、目安額については、各種団体の委員会等において決定するため、それぞれの募金運動時期にあわせて改めて正式にご依頼申し上げます。

※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

神奈川区社会福祉協議会 担当：小田・原田 電話：311-2014 FAX：313-2420

3 横浜みどりアップ計画〔2024-2028〕の策定について

情報提供

横浜市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成21年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3期目となる現行計画は今年度末に終了しますが、この度、昨年12月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4期目となる「横浜みどりアップ計画〔2024-2028〕」を策定しましたので報告します。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【問合せ先】

（計画全体に関すること）

環境創造局 政策課 担当：井上・中村 電話：671-4214 FAX：550-4039

（計画の各事業に関すること）

環境創造局 みどりアップ推進課 担当：堀越・溝渕 電話：671-2712 FAX：224-6627

4 消防出張所の機構改革について

消防出張所の係長級職員を 24 時間の 2 交替制の隔日勤務体制とする「出張所当直係長」の導入により、災害対応をはじめとした消防出張所の係機能の強化を図るため、消防署の消防出張所の体制を見直します。

【概要】

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を 2 名配置します。また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を 1 名配置します。

令和 6 年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。つきましては、3 月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を 1 部お送りいたします。

【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：丸茂 電話：316-0119 FAX：316-0119

5 「相鉄・東急新横浜線沿線 花みどりスポット」の発行について

情報提供

2027年に旧上瀬谷通信施設で、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）が開催されます。

会場の沿線である相鉄線、相鉄線とつながる東急新横浜線の周辺地域の花や緑の魅力スポットを紹介する冊子「相鉄・東急新横浜線沿線 花みどりスポット」が沿線7区の共同作成により完成しました！

お子さまと楽しめるスポットもたくさん掲載しており、神奈川区からは、東横フラワー緑道と三ツ沢公園を紹介しています。

冊子は区役所区政推進課、かなーちえ、区民利用施設、羽沢横浜国大駅等で配布します。神奈川区ホームページからもご覧いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/machizukuri_kankyo/midori_eco/kg-kikaku.html



※資料提供は連長までです。

【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：井上・永田 電話：411-7027 FAX：314-8890

6 「令和6年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

情報提供

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営している「横浜市市民活動保険」について、3月の配送便にて市連会説明資料と令和6年度版のリーフレットを各自治会町内会長様あてに1部お送りいたします。

【配布資料】

- ① 市連会3月定例会説明資料（A4サイズ1枚）
- ② 「令和6年度横浜市市民活動保険のご案内（リーフレット）」

【問合せ先】

総務課 庶務係 担当：高田 電話：411-7006 FAX：324-5904

7 「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

提出依頼

町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした「町の防災組織」活動費補助金(交付額：世帯数×160 円)に関する書類につきまして、提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和5年度実績報告書及び令和6年度交付申請書等をお送りしますので、議題8の地域活動推進費補助金関係書類と同様に令和6年6月28日(金)までに提出をお願いいたします。

【送付方法】

単位自治会町内会に関係書類を3月の配送便にてお送りいたします。

【問合せ先】

総務課 防災担当：立川・西山 電話 411-7004 FAX 324-5904

8 地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

提出依頼

地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金（以下「補助金」）に関する書類につきまして、それぞれご提出をお願いいたします。

【補助金に関する書類】

令和5年度の報告様式及び令和6年度の申請様式等をお送りします。令和5年度に補助金を申請された団体は必ず報告書のご提出をお願いします。また、令和6年度に補助金を申請される場合は、申請書のご提出をお願いいたします。

【送付方法】

単位自治会町内会用の書類は3月の配送便にてお送りいたします。

地区連合町内会用の書類は席上配布します。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

9 令和5年度 神奈川区住みよいまちづくり活動助成金の活動報告書の提出について

提出依頼

令和5年度の神奈川区住みよいまちづくり活動助成金については、各地区連合町内会様へ交付させて頂いていますが、年度末を迎えるにあたり、活動報告書・収支決算報告書を提出していただきますようお願いいたします。なお、提出用紙等の資料は、席上に配付しています。

また、令和6年度の助成金の申請につきましては、6月区連定例会で改めてご案内いたします。

【活動報告書について】

◇対象となる事業：地区連合町内会が主催、共催又は後援した、青少年の健全育成、ヨコハマ3R夢プラン推進、防犯の3事業に係る活動です。

◇提出期限：令和6年4月15日（月）

※連長への提出依頼です。

【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・太田・折笠 電話：411-7095 FAX：323-2502

10 令和6年度横浜市LED防犯灯事業について

情報提供

LED防犯灯の見守り等について御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に防犯灯の設置を希望する際の申請手続き等について御案内します。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【新設申請について】

令和6年度の電柱及び鋼管ポールへのLED防犯灯の新設申請を受け付けます。なお、令和6年度から「付替制度」による設置申請が新たに設けられました。

設置を希望する自治会町内会は、申請書を地域振興課でお受け取りのうえ、令和6年5月31日（金）までに地域振興課にご提出ください。

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

11 地域防犯カメラ設置補助制度について

情報提供

地域が取り組む防犯活動の支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和6年度も実施いたします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【申請及び補助概要】

◇申請書・申請の手引配付場所：区役所地域振興課または市民局ホームページ

◇申請書類提出期限：令和6年7月31日（水）

◇補助対象経費：防犯カメラ等購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板の設置費等

◇補助率：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9 ※上限額210,000円

【問合せ先】

地域振興課 防犯担当：佐藤・折笠・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

12 自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて

協力依頼

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてアンケート用紙をお送り（地域活動推進費補助金関係書類と同封）いたしますので、御協力をお願いします。

いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にする予定です。

【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：川口・高橋・石栗 電話：671-2317 FAX：664-0734

13 地区連合町内会及び自治会町内会の現況届について

提出依頼

令和6年4月1日時点の各地区連合町内会における加入団体数等について、また各自治会町内会における加入世帯数、配送便（書類）送付先、広報よこはま等送付先等について把握するため、現況届の提出をお願いいたします。

【送付方法】

◇地区連合町内会：席上に配付しています。

◇単位自治会町内会：3月の配送便にてお送りいたします。

【提出期限】

令和6年4月19日（金） ※同封の返信用封筒をご利用ください。

【その他】

現況届ご提出後に変更が生じた場合は、「設立・異動届」をご提出くださいますようお願いいたします。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

14 地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

協力依頼

地区連合町内会長及び自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等の個人情報については、名簿を作成し適切に管理を行っておりますが、各機関等から照会があった場合には次の取り扱いとしておりますので、引き続き御理解・御協力をお願いします。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

【情報の取扱い】

項目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	別紙情報提供先にのみ提供
会長電話番号	別紙情報提供先にのみ提供	

◇主な情報提供先

①全体名簿の提供

区役所内部・神奈川区社会福祉協議会・神奈川警察署・神奈川消防署

②当該自治会町内会の情報のみ提供

加入希望者・公共工事業者・不動産業者等

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

15 令和6年度の配送便（白袋）について

協力依頼

掲出依頼物などをお届けしている配送便について、令和6年度の取扱いは次のとおりとなります。つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【概要】

◇配送時期

各月25日までの数日間で配送します。

※配送日の指定はできません。

◇不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関前など）に留め置きを行います。

【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

16 神奈川区青少年指導員だより第97号の発行について

情報提供

この度、青少年指導員の活動を紹介する広報紙「神奈川区青少年指導員だより第97号」を発行しましたのでお知らせします。各単位自治会町内会へは、各地区の青少年指導員から別途配布致します。

また、第29期青少年指導員の推薦について、各地区連合・自治会町内会にご協力いただき、誠にありがとうございました。青少年指導員の推薦は、随時受け付けておりますので、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

*各地区の青少年指導員の推薦状況については、別添名簿のとおりです。

【問合せ先】

地域振興課（神奈川区青少年指導員協議会事務局）

担当：宮本・上段 電話：411-7093 FAX：323-2502

17 神奈川区スポーツ推進委員だより第33号の発行について

情報提供

この度、令和5年度のスポーツ推進委員の活動を紹介する広報紙「神奈川区スポーツ推進委員だより第33号」を発行しましたのでお知らせします。各单位自治会町内会へは、委員から別途配布致します。

【問合せ先】

地域振興課（神奈川区スポーツ推進委員連絡協議会事務局）

担当：宮本・萩原 電話：411-7092 FAX：323-2502

18 令和6年度からの地域における交通安全啓発活動の進め方について

情報提供

11月の区連定例会において、令和6年3月31日をもって交通部連絡委員会の廃止が承認されたことに伴い、令和6年度からの地域における交通安全啓発活動の進め方について取りまとめましたのでお伝えさせていただきます。

つきましては、3月の配送便にて各自治会町内会長様あてに参考として関係資料を1部お送りいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

地域振興課 交通安全担当：佐藤・太田 電話：411-7095 FAX：323-2502

19 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について

掲 示 板
掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするちらし「よこはまぐらしナビ」4月号について、3月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

高潮浸水想定区域の見直しの概要

神奈川県では、台風などにより想定し得る最大規模の高潮が発生した場合に、東京湾沿岸で浸水が想定される区域を、高潮浸水想定区域として、平成31年4月に指定しました。

しかし、令和元年台風第15号に伴う高波によって高潮浸水想定区域を越えて浸水が発生した事例等があったことを受けて、国が「高潮浸水想定区域図作成の手引き」を改定したことに伴い、このたび高潮浸水想定区域を見直しました。

○ 今回見直した条件 ※赤字箇所を追加

・ 想定する台風の規模

- 台風の中心気圧 : 910hPa（室戸台風級） ※変更なし
- 暴風半径（最大旋衡風速半径） : 20, 30, 40, 75km（伊勢湾台風級）
- 台風の移動速度 : 20, 30, 40, 50, 53, 60, 73km/h（伊勢湾台風級）

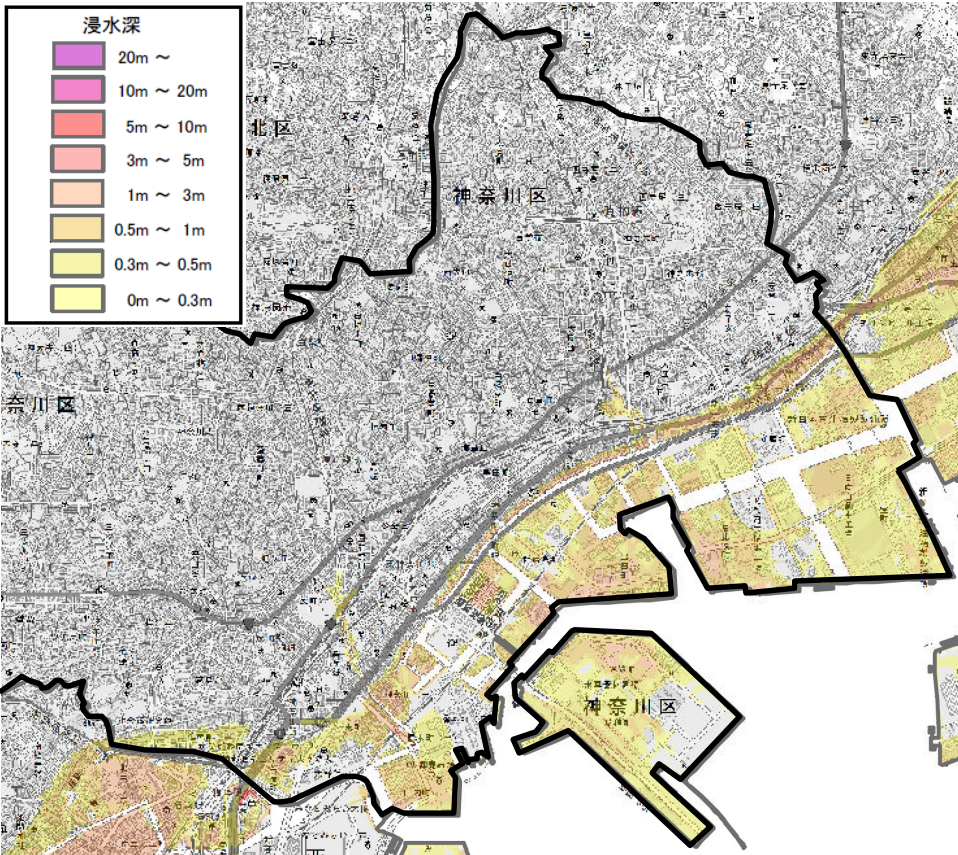
・ 最悪の事態を想定したシナリオ

- ①沿岸の構造物の決壊条件について、決壊あり・なしの両方を考慮
- ②想定する台風の経路、半径及び移動速度の条件を増やして検討し、より影響の大きい台風を選定
- ③台風接近に伴う降雨が想定されることから、河川における洪水の発生を想定

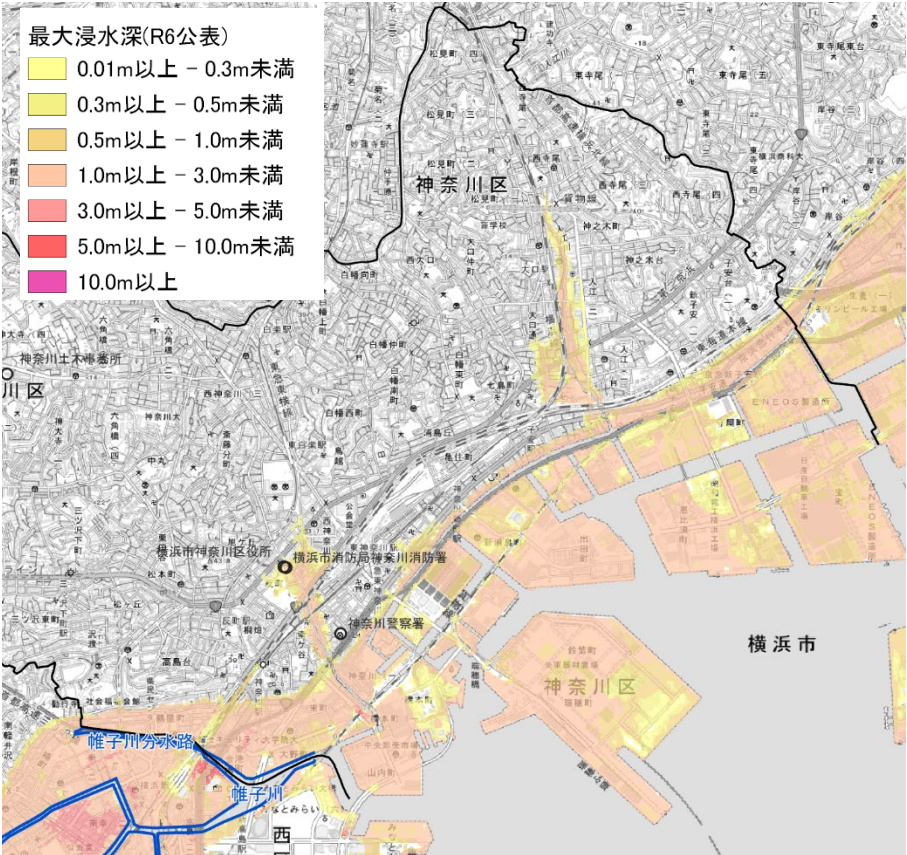
※想定する中心気圧の台風が東京湾周辺を通過する確率は1/1,000～1/5,000年程度に相当します。

○ 横浜市(神奈川区)の浸水想定区域(比較)

最大の浸水深(前回)A=2.9km²



最大の浸水深(今回)A=4.1km²



高潮特別警戒水位の見直しについて

- ・「高潮特別警戒水位」は、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、基準水位観測所の水位が「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、県は「高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当（緊急安全確保））」を公表し、報道機関等の協力を得て周知します。
- ・ このたび、高潮浸水想定区域の見直しに伴い「高潮特別警戒水位」を再検討するとともに、これまで横浜市の沿岸を4つの区間に分割して設定していた「高潮特別警戒水位」を、気象警報・注意報の発表単位と同様に1つに集約しました。

（横浜市の高潮特別警戒水位（見直し後））

水位周知実施区間	基準水位観測所	高潮特別警戒水位
横浜港	横須賀	T.P.+1.35m

※見直し後の高潮特別警戒水位は、令和6年4月末から運用を開始する予定です。

○ 状況に応じた避難行動

近隣の避難所や
浸水想定区域外への避難

高潮警報※等の発表 ⇒ 市が避難指示を発表

通常の水位

危険な水位に達する予測

避難所

※高潮警報（警戒レベル4相当）
危険な水位に達することが予測される場合、3～6時間前に気象庁が発表する情報で、まだ風は強くない状況であり、近隣の避難所や浸水想定区域外へ避難できる段階

さらに水位が上昇

緊急安全確保
命の危険直ちに安全確保！

（水位の設定により追加する対応）

高潮特別警戒水位に到達 ⇒ 県が高潮氾濫発生情報※を公表

通常の水位

高潮による水位の上昇

暴風

※高潮氾濫発生情報（警戒レベル5相当）
高潮により水位が上昇し、いつ氾濫が発生してもおかしくない切迫した状況であることを県が発表する情報で、氾濫の発生に対する対応（緊急安全確保）が求められる。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では、「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくため、平成 21 年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

3 期目となる現行計画は、今年度末に終了しますが、この度、昨年 12 月の横浜みどり税条例一部改正の議決を受け、4 期目となる「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」を策定しましたのでご報告します。引き続き、計画への御理解・御協力をお願いいたします。

なお、配布資料については、区連会での説明後に、単位自治会町内会長あてに各 1 部を送付させていただきます。

2 計画の概要

添付の概要版リーフレットを御参照ください。

横浜みどりアップ 2024-2028

検索



【計画全体に関すること】

環境創造局政策課

電話 045-671-4214 /FAX 045-550-4039

メール ks-mimiplan@city.yokohama.jp

【計画の各事業に関すること】

環境創造局みどりアップ推進課

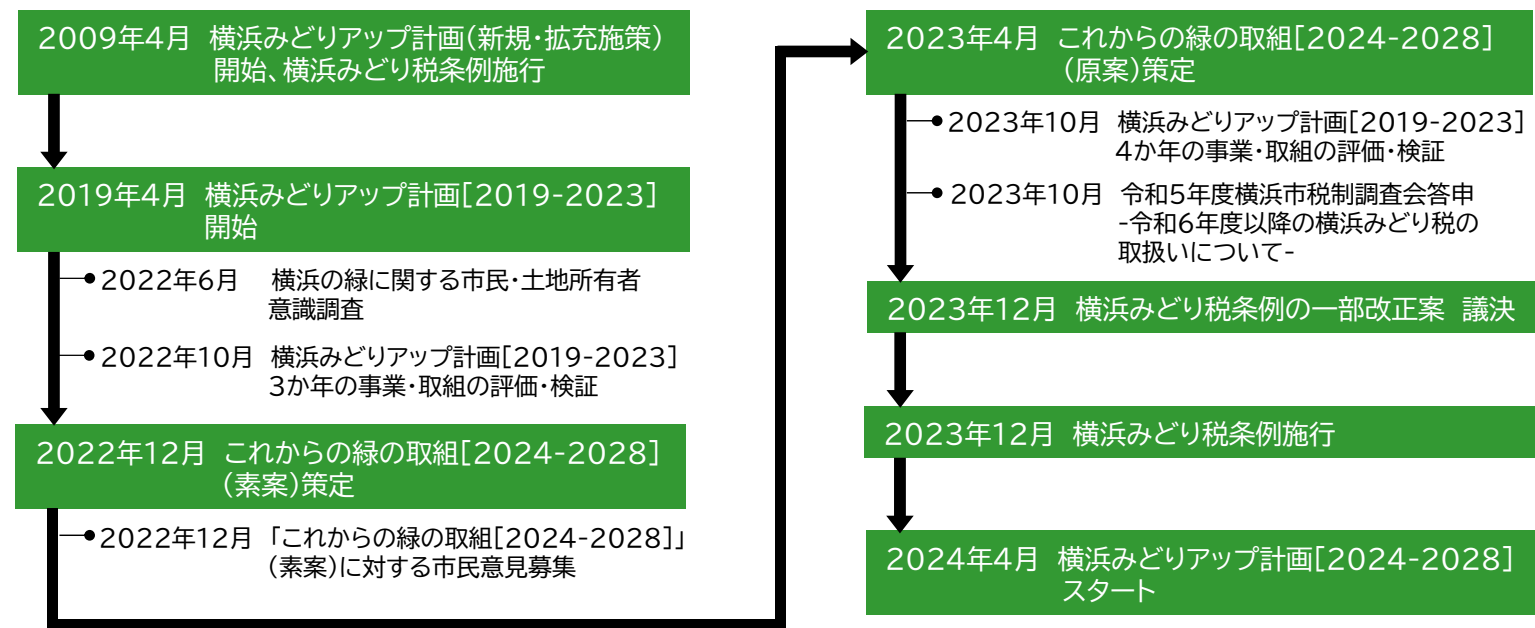
電話 045-671-2712 /FAX 045-224-6627

メール ks-midoriup@city.yokohama.jp

計画を進めるための財源について

「横浜みどり税」は、緑の保全・創造に取り組むための安定的な財源として、2009(平成21)年度から、市民の皆様にご負担いただけてきました。引き続き2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までご負担をお願いし、この計画の重要な財源の一部として活用していきます。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]策定の流れ

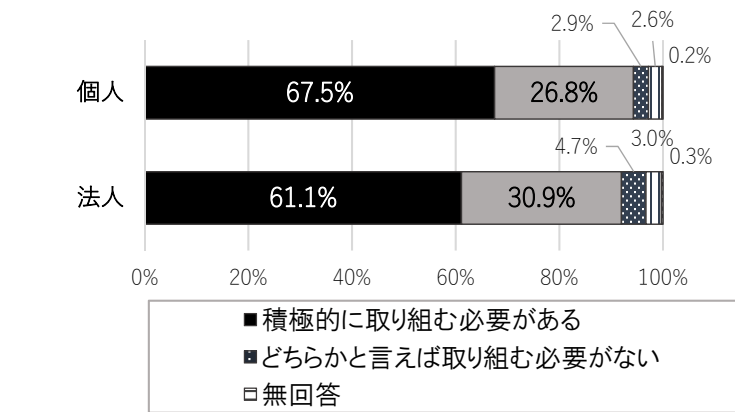


素案に対する市民意見募集の結果(概要)

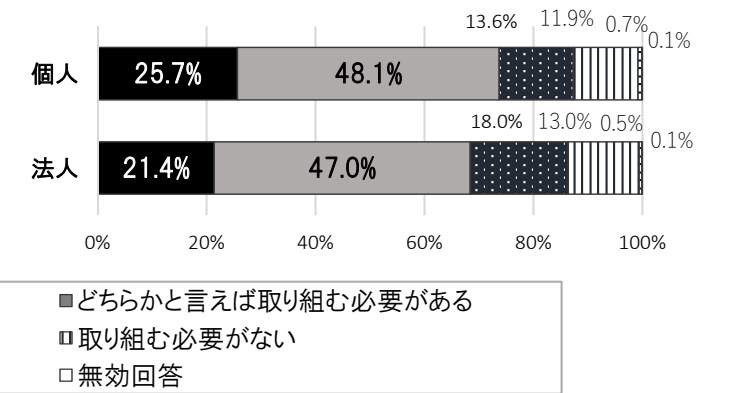
	アンケート方式	公募型自由記述方式
実施期間	2022(令和4)年12月23日(金)から2023(令和5)年1月31日(火)まで	
実施方法	無作為抽出の個人5,000人、法人5,000社に対し調査票を送付	素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Webフォーム、電子メール、FAX
回収数	個人:1,281人 法人:939社	43通(意見総数:93件)

アンケート方式の回答結果

問1「これからの緑の取組」では、引き続き、貴重な緑を将来に残すとともに、新たに創出する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



問7「これからの緑の取組」に掲げた緑を保全・創出し、未来に引き継いでいくための施策を実施するためには、安定的な財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



※問7は「取り組む」⇒「負担する」に読み替え

計画本編(冊子)は、次の場所で閲覧できます

- 各区役所の広報相談係
- 市民情報センター(市庁舎3階)
- 環境創造局ウェブサイト



問合せ先
横浜市環境創造局政策調整部政策課みどり政策調整担当
電話:045-671-4214 FAX:045-550-4093
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(28階)

横浜みどりアップ計画[2024-2028] (概要版)

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画」の重点的な取組として、2009(平成21)年度から「横浜みどり税」を財源の一部に活用した「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2023(令和5)年度末までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。そこで、これまでの取組の成果などを踏まえ、2028(令和10)年度を目標年次とする「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」をとりまとめました。

横浜みどりアップ計画[2024-2028]が目指す姿

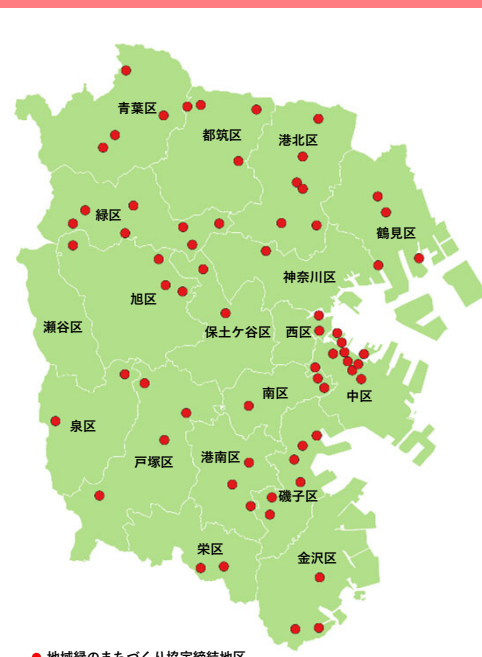
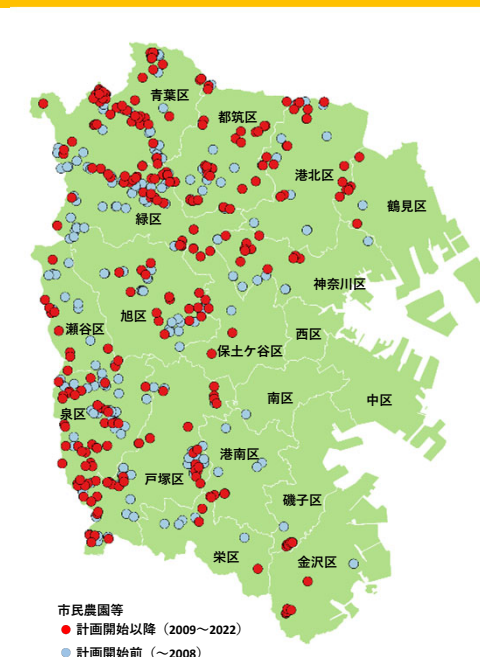
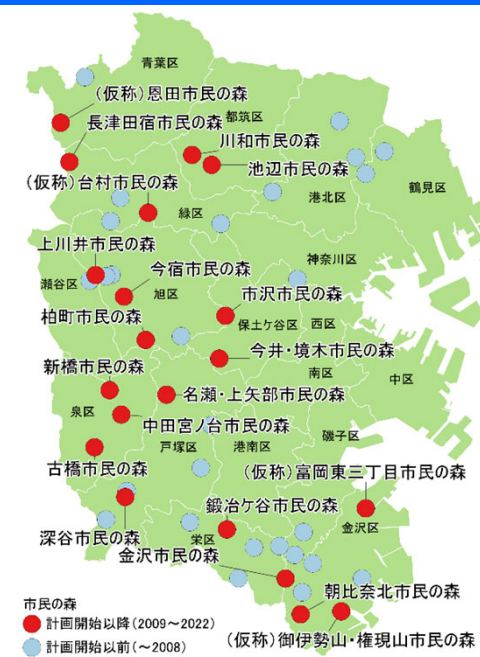


横浜みどりアップ計画のこれまでの主な成果

市民の森の開園
- 16か所開園し、43か所に -

農園の開設
- 310か所開設 -

地域が主体となって緑や花を創出
- 67か所で展開 -



みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- 計画の理念のもと、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。
1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など緑の多様な役割や機能を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

みどりアップ計画[2024-2028]の方向性

多様なコミュニティの形成や市民活動の支援の拡充

全市域に広がっている緑や花に関する活動への支援を充実させ、さらに発展させることで、活発な市民活動が行われている姿を目指します



市民が緑に関わる取組のさらなる展開

市民が緑にふれ、感じることができるよう、魅力的な空間づくりや体験イベントの開催をはじめ、これまで確保してきた緑のストックの一層の活用を進めます



身近な緑の着実な確保と維持管理による質の向上

引き続き身近な緑の場を保全・創出して良好な育成を進めることで、都市環境を形成する主要な要素である緑のもつ多様な機能を効果的に発揮させていきます



市民・事業者の皆様が取組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる広報を展開

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1

まとまりのある樹林地の保全・活用

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

事業② 良好な森の育成

事業③ 森に関わる多様な機会の創出

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

事業② 農とふれあう場づくり

施策2

「横浜農場」の展開による地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

施策1

市民が実感できる緑や花の創出・育成

事業① まちなかで緑の創出・育成

施策2

ガーデンシティ横浜の更なる推進

事業② 緑や花があふれる地域づくり

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

事業費

	事業費	国費	市債	一般財源	みどり税
柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	303	60	133	24	86
柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	34	-	12	12	10
柱3 市民が実感できる緑や花をつくる	77	0.5	6	25	46
効果的な広報の展開	0.8	-	-	0.8	-
総事業費	415	60	150	62	142

※端数処理により、合計値は一致しないことがあります。

消防出張所の機構改革について【事業説明】

1 事業の趣旨

消防出張所のマネジメント体制及び警防体制の強化を図るため、今後 4 か年をかけて市内 78 消防出張所の体制を変更します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。（該当区のみ）

定例会等で情報提供をお願いします。（該当区のみ）

3 機構改革の概要等

(1) 概要

これまで消防出張所に配置していた毎日勤務者の「消防出張所長（係長級）」を、当直勤務の「消防出張所第一係長」、「消防出張所第二係長」へ見直し、消防出張所に係長級の職員を 2 名配置します。

また、消防出張所に地域担当として、豊富な経験を有した毎日勤務者を 1 名配置します。

(2) 対象

令和 6 年度は、鶴見、神奈川、西、中、南、港南消防署の消防出張所が対象となります。

4 機構改革の主なポイント

【ポイント①】責任職による 24 時間体制の構築

I 消防出張所のマネジメント体制の強化

＜現行体制＞

消防出張所長（毎日勤務者）の勤務体系により夜間時間帯においては、責任職が不在となっています。

＜今後の体制＞

・係長の 24 時間当直勤務により、平日夜間や土日祝日においても、責任職による対応が可能となります。

・当直勤務の係長を配置することで、職員の人材育成（部隊訓練や立入検査など）をより一層推進し、安全・安心を実感できる街づくりを進めます。

II 出張所部隊の災害対応力の強化

＜現行体制＞

出張所部隊の隊長は、職員（消防司令補）が担っています。また、消防出張所長は部隊要員ではありません。

＜今後の体制＞

出張所部隊の隊長は、係長（消防司令）が担うとともに、係長を補佐する職員（消防司令補）を配置し、更なる出張所部隊の災害対応力の強化を図ります。

【ポイント②】豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）を配置

出張所部隊が災害出場中や訓練等で不在の場合でも、豊富な経験を有した毎日勤務の職員（地域担当）が、現行と変わらず消防出張所の窓口対応を行います。

【ポイント③】地域・消防団への対応

<現行体制>

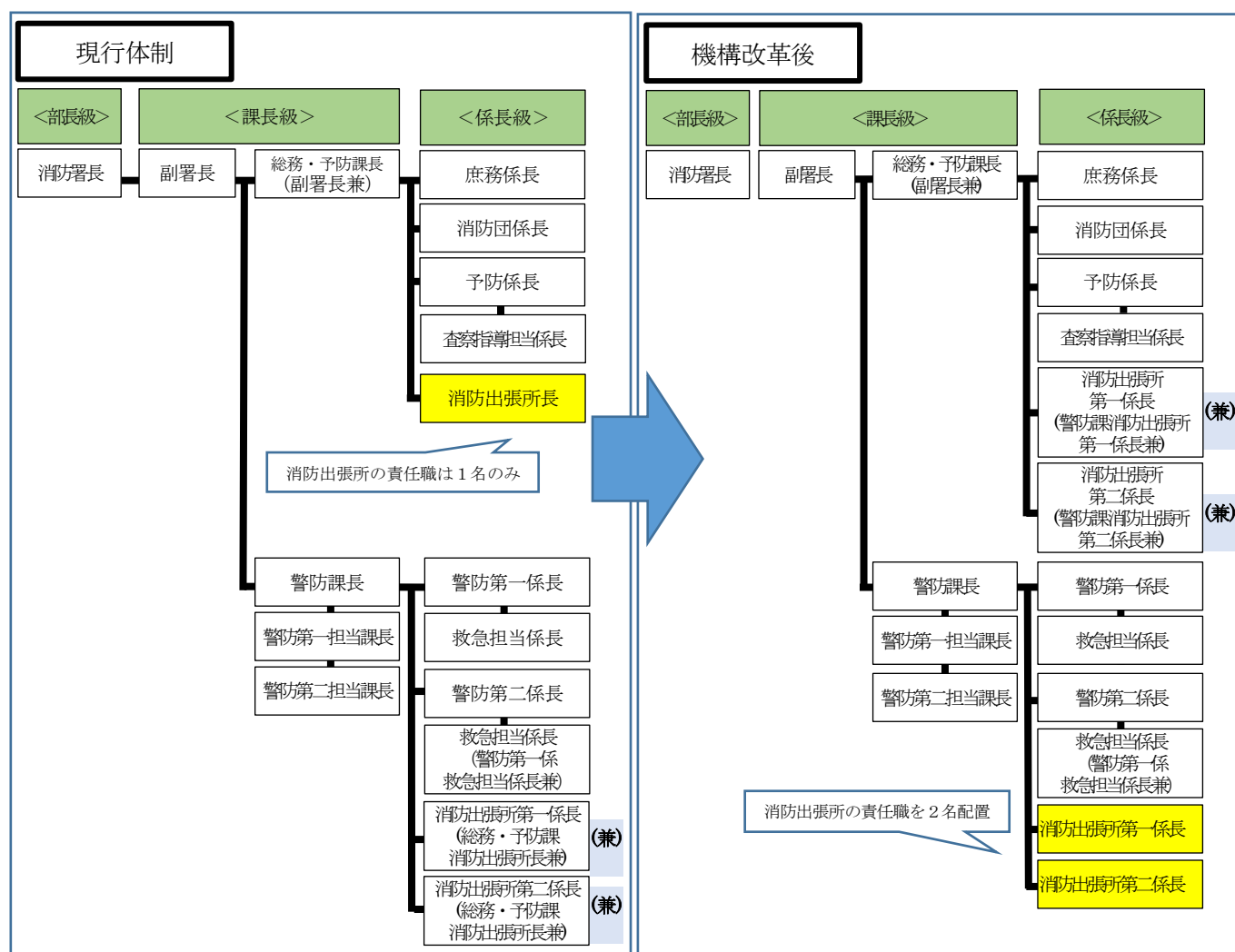
地域・企業等への「防災指導」や各種訓練、会議への参加をはじめとする「消防団関連事務」等は、消防出張所長が単独で行うことが多くなっています。

<今後の体制>

・「防災指導」等は、消防出張所第一・第二係長のマネジメントのもと、係一体となった対応が可能となります。

・「消防団関連事務」は、訓練から実災害まで、出張所部隊と消防団の顔の見える関係が構築されることで連携が強化されます。

【参考：組織機構図】



【担当】

神奈川消防署
総務・予防課：三善、丸茂
電話・FAX：045-316-0119(代)

「令和 6 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 6 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 6 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 5 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 6 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 6 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市の会において議決されることが実施の条件となります。

令和6年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和6年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の**4つの要件を全て満たす**ボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

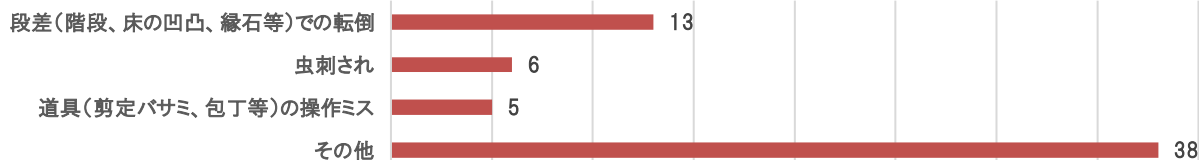
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

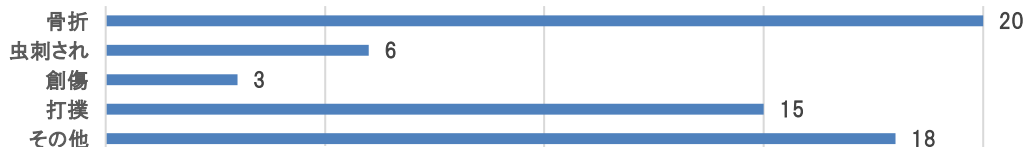
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故：令和5年4月～令和5年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)

⑨防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)

⑩本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)

⑪本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による事故** ・**活動者の心神喪失による事故** 等

■賠償責任事故

- ・ **車両の所有、使用、または管理に起因する事故**
- ・ **故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故**
- ・ **自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損**
- ・ **活動者の親族に対する事故** 等

■傷害事故

- ・ **熱中症**
- ・ **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- ・ **細菌性食中毒**
- ・ **むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの**
- ・ **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故**
- ・ **重大な過失による事故**
- ・ **長時間立って作業をしたことでひざを痛めた** 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

「町の防災組織」活動費補助金関係書類の送付について

日頃から、神奈川区の防災事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記補助金につきまして、令和5年度に交付を受けている場合は、次の事項をご参照のうえ実績報告書の提出をお願いします。また、令和6年度についても、令和5年度同様に交付申請を受け付けますので、提出期限までに提出をお願いいたします。

1 手続きについて

実績報告及び交付申請の手続きについては、「令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き」をご参照ください。

地域活動推進費を申請される自治会町内会は、先に地域振興課で手続きをお済ませください。

なお、提出は郵送、Eメール、又は電子申請システムでも可能です。

2 提出期限について

交付申請書及び実績報告書の提出期限は、令和6年6月28日(金)までです。

※返還金がある場合は、締切日にかかわらず早めにご報告をお願いします。

3 送付書類

- (1) 令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き
- (2) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金 交付申請書(第1号様式)
- (3) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金 実績報告書(第6号様式)
- (4) 令和5年度「町の防災組織」活動費補助金の年度内完了のお願いと返還金がある場合の報告について(事務連絡)

※交付申請書(第1号様式)、実績報告書(第6号様式)の電子データにつきましては、Eメールでも提出ができるようにHPでも公開する予定です。

※当該事業は、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

【補助金概要】

「町の防災組織」活動費補助金は、町の防災組織が行う自主的活動の支援を目的とした補助金です。(交付額：世帯数×160円)

担 当：神奈川区総務課 立川、西山 TEL：411-7004 FAX：324-5904 メール：kg-bousai@city.yokohama.jp

令和 6 年 3 月 18 日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地域活動推進費補助金等関係書類の送付について

日頃より地域活動に御尽力を賜るとともに、区政の推進に格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金にかかる書類を別紙のとおり送付致しますので、**令和 6 年 6 月 28 日（金）**までに申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、窓口でお待たせしないため、**来庁時には電話にて事前に御予約**くださいますよう、御協力をお願い致します。

また、郵送及び電子申請システムでもご提出いただけます。下記担当者までご提出ください。

※令和 6 年度の交付申請については任意ですが、**令和 5 年度の実績報告については必ずご提出してください。**

【窓口受付時間等】

- (1) 受 付 日 4 月～6 月 平日開庁日
- (2) 受 付 時 間 9 時～17 時（12 時～13 時を除く。）
- (3) 窓 口 区役所本館 5 階 窓口番号 505 地域振興課

※記載方法など、提出前の事前相談も承っておりますので、お気軽にお問合せください。

【送付書類】

- 1 様式（令和 5 年度実績報告用及び令和 6 年度交付申請用）
- 2 令和 6 年度 地域活動推進費 事務の手引
- 3 令和 6 年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引（単会のみ）
- 4 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請についての注意事項
- 5 チェックシート

※当事業は、令和 6 年度予算案が横浜市区において議決されることを条件とします。

【問合せ先】

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町 3－8
神奈川区地域振興課 小川、中村
電話 411-7086 FAX 323-2502
E メール kg-hojyokin@city.yokohama.jp

令和 6 年度 横浜市 L E D 防犯灯事業について【お知らせ】

1 趣旨

令和 6 年度の横浜市 L E D 防犯灯事業についてお知らせします。

L E D 防犯灯の見守りについて御協力をお願いします。また、地域で必要な場所に明かりの確保を希望する際の、新設申請や“付替”制度（令和 6 年度から制度化）の御利用について御案内します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報共有をお願いします。

【単位会長】本資料を送付しますので、定例会等で情報共有してください。

3 このお知らせの概要

（１）横浜市の L E D 防犯灯について（２ページ）

（２）L E D 防犯灯の見守りへの御協力について（３ページ）

故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを引き続きお願いします。

（３）劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について（３ページ）

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去させていただきます。予めご承知おきください。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について（４ページ）

- ・市（18 区）全体で 154 灯（電柱共架型 144 灯・鋼管ポール型 10 灯） の予定です。
- ・『令和 6 年度 電柱への L E D 防犯灯の新設申請の手引』及び『令和 6 年度 鋼管ポール L E D 防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を御確認いただき、御申請ください。
- ・手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和 6 年 5 月 31 日（金）となります。

4 L E D 防犯灯事業の市ホームページ URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

【備考】この事業は、令和 6 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

<お問合せ先>

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています   	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です(防犯灯の電気料金は点灯の有無に関わらず一律料金です。)。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、全体最適の視点から防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて（参考）】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者の許可を得て設置し、維持管理しています。電柱事業者や設置場所等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 神奈川区地域振興課 電話 045-411-7095
- ・ 市民局地域防犯支援課 (電話 045-671-3709)

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

(3) 劣化した鋼管ポール防犯灯の撤去への御理解について

劣化の著しい鋼管ポールは、安全を考慮し速やかに撤去しますので、予めご承知おきください(対象は市が選定します。)

撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱が

ない場合に限り（令和6年度は市全体で22本を予定）。建替えにあたっては、近隣にお住まいの皆様から御理解・御協力を得るために、自治会町内会の御協力をお願いします（具体的な内容は個別に御相談）。なお、現在設置する鋼管ポール基礎は大きい（約直径50cm）ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。

（４）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和6年度から制度化：「付替制度」を利用した新規設置の御申請について

周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所がある場合（※）は、その場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する「付替制度」を整えました。この制度を利用すると、現在ある灯りを生かしながら必要な場所に明かりを確保できるため、新規設置予定灯数（144灯）とは別枠で審査できるというメリットがあります。

※十分な明るさを確保できるようになった場合の例

- ・防犯灯の近くに、明るい道路照明が設置された
- ・マンションや24時間営業の店舗ができ、周辺が十分に明るくなった 等

② 新設申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置段階で近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

受付：区地域振興課 締切：令和6年5月31日（金）

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら地域防犯灯を設置し、維持・管理を行う	地域防犯灯の設置にあたり地域活動推進費補助金をご活用いただけるほか、維持管理に係る補助金の交付を受けることができます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【情報提供】

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 6 年度も実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：令和 6 年 7 月 31 日（水）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム(右の二次元コードよりアクセス)

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）、見積書、収支計算書（第 2 号様式）
- ・設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、電柱への設置に関する協議書

※過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます。

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。



(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 6 年 3 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 7 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の 10分の9
補助上限額 210,000円

⑤ 交付台数

令和6年度は、地域の防犯力強化のために、補助予算台数150台を維持します。
ただし、予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については各飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市HPをご覧ください。ただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケートについて【協力依頼】

1 趣旨

自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況や活動拠点（会館等）に関する情報を把握するため、アンケートへの御協力をお願いします。いただいた回答は、今後の自治会町内会活動の支援のための施策を検討する際に、参考にさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区の定例会で情報提供をお願いします。

地区連合として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

単会として取り組んでいる内容について、ご回答をお願いします。

※地区連長及び単位会長を兼任されている方は、恐れ入りますが、それぞれの立場でご回答くださいますようご協力をお願いします。

3 アンケートの内容

別紙のとおり（全 6 問、所要時間：3 分程度）

- ・自治会町内会のデジタル活用に関する取組状況について（2 問）
- ・自治会町内会活動の拠点（会館等）について（4 問）

4 実施時期

令和 6 年 3 月 12 日（火）～6 月 28 日（金）

5 回答方法

次のいずれかの方法で、ご回答ください。

（1）電子申請システム

右の二次元バーコードから、回答フォームにお進みください。

（2）メール

回答用紙（Excel）を、以下の市 WEB ページからダウンロードの上、

市民局地域活動推進課 sh-jichikai@city.yokohama.jp までお送りください。

（URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.html>）

横浜市 自治会町内会調査

検索



←電子申請システムの
二次元バーコード

（3）区役所地域振興課への提出

添付の回答用紙を地域活動推進費補助金の申請書類の提出時などに併せて、ご提出ください。（提出方法：窓口への持参・メール等）

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋、石栗
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会デジタル活用・活動拠点(会館等)に関するアンケート

区

※自治会町内会名

※地区連長の立場で回答いただく場合は、地区連合会名をご記入ください。

【デジタル関連】

(1)取り組んでいるもの全てにチェック☑してください。

- ☐ ① LINEなどを利用した連絡・情報発信 ☐ ② 自治会町内会ホームページ開設 ☐ ③ 自治会町内会SNS開設

- ☐ ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

- ☐ ⑤ WEB会議の導入

- ☐ ⑥ 会議資料をデータで共有

- ☐ ⑦ 紙資料のPDF保存
（紙保管の低減）

- ☐ ⑧ ストレージサービス(※)の活用(Googleドライブなど)

(※)インターネット上の保管スペースにデータを保存するサービス

- ☐ ⑨ 会議録の自動文字起こし
ツールの活用

- ☐ ⑩ その他（具体的内容）→

(2)これから取り組みたいもの全てにチェック☑してください。

- ☐ ① LINEなどを利用した連絡・情報発信 ☐ ② 自治会町内会ホームページ開設 ☐ ③ 自治会町内会SNS開設

- ☐ ④ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名を記入）→

- ☐ ⑤ WEB会議の導入

- ☐ ⑥ 会議資料をデータで共有

- ☐ ⑦ 紙資料のPDF保存
（紙保管の低減）

- ☐ ⑧ ストレージサービスの活用(Googleドライブなど)

- ☐ ⑨ 会議録の自動文字起こしツールの活用

- ☐ ⑩ その他（具体的内容）→

- ☐ ⑪ 今のところ取組む予定はない
（その理由）→

【自治会町内会活動の拠点(会館等)について】

(3)主な活動拠点について教えてください。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

- ☐ ① 町内会単独で所有する会館 ☐ ② 他の町内会等と共同で所有する会館

- ☐ ③ 借家・借間

- ☐ ④ 近隣の町内会が所有する会館

- ☐ ⑤ 地区センター

- ☐ ⑥ コミュニティハウス

- ☐ ⑦ 地域ケアプラザ

- ☐ ⑧ 民間の会議室

- ☐ ⑨ マンション等の集合住宅の
集会室

- ☐ ⑩ その他 →

※地区連長の立場で回答いただく場合、地区連合町内会館を所有していなければ、
こちらで回答終了です。

(4)自治会町内会館において、LED照明器具、省エネエアコン等、下記の5つの設備で導入済みのものを教えてください。(当てはまるもの全てにチェック☑してください)

☐ ① LED照明器具 (導入した時期) →

☐ ② 省エネエアコン (導入した時期) →

☐ ③ 断熱窓等 (導入した時期) →

☐ ④ 太陽光発電設備 (導入した時期) →

☐ ⑤ 蓄電池 (導入した時期) →

☐ ⑥ 導入済みの設備はない

↑直近で導入した時期を記入(例:R4年6月頃)

☐ ⑦ 会館がない

(5)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金(R6.3.1申請受付開始のLED、省エネエアコン等への補助)について、申請予定(申請済み)ですか。(当てはまるもの1つにチェック☑してください)

☐ ① 申請予定 → 回答終了です。 ☐ ② 申請済み → 回答終了です。

☒ ③ 申請の予定はない → (6)にお進みください。

(6)「申請予定はない」理由を教えてください。(当てはまるものに全てチェック☑してください)

☐ ① 会館がない

☐ ② 既に省エネ設備を導入済みのため

☐ ③ 資金がない

☐ ④ 会員の了解が得られない ☐ ⑤ 補助手続きが手間

☐ ⑥ 要件にあてはまらなかった

☐ ⑦ 希望する補助メニューがない
(希望の設備を記入) →

☐ ⑧ その他 →

ご協力いただきありがとうございました。(実施主体:市民局地域活動推進課)

自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

自治会町内会現況届の提出について（依頼）

日ごろから区政の推進及び地域の振興につきまして、格別の御理解御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の各自治会町内会における加入世帯数、掲示板掲出依頼等配送便（書類）送付先及び広報よこはま送付先等について、自治会町内会現況届のご提出をお願いいたします。

1 提出物

自治会町内会現況届

（※令和 6 年 4 月 1 日現在の内容でご記入ください）

2 提出期限

令和 6 年 4 月 19 日（金）

3 提出先

〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町 3－8

神奈川区役所 地域振興課まで

（※同封の返信用封筒を御利用ください）

4 その他

- (1) 加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料（予算書等）記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。
- (2) 自治会町内会現況届提出後に変更がある場合には、「自治会町内会【設立・異動】届」をご提出ください。

担当：神奈川区役所地域振興課

段 電話 411－7086

自治会町内会現況届

整 理 番 号

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和6年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふ り が な			加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)
自治会町内会名			世帯
会 長	ふりがな		
	氏 名		
	住 所	神奈川区	
	電話番号		
班 数 (回覧用必要部数)		班 (回覧必要部数 部)	
掲示板数 (掲示用必要部数)		基 (掲示必要部数 部)	
配 送 便 送 付 先	住 所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()	
	氏 名		
	電話番号		
広 報 紙 送 付 先	住 所		
	担当者氏名		
	電話番号	広報紙 配布部数	部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)

※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(予算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

自治会町内会現況届

整理番号

記入例

令和 年 月 日

横浜市神奈川区長

自治会町内会名 〇〇町内会

会長氏名 神奈川 太郎

次のとおり、令和6年4月1日現在の自治会町内会の現況を届けます。

ふりがな	まるまるちょうないかい		加入世帯数 (地域活動推進費申請世帯数)
自治会町内会名	〇〇町内会		300 世帯
会	ふりがな	かながわ たろう	
	氏名	神奈川 太郎	
長	住所	神奈川区広台太田町3-8	
	電話番号	045-999-9999	
班数 (回覧用必要部数)		10班 (回覧必要部数 15部)	
掲示板数 (掲示用必要部数)		3基 (掲示必要部数 3部)	
配送 便 送 付 先	住所	※不在時留め置き場所：玄関先・その他 ()	
	氏名		
	電話番号		
広 報 送 付 先	住所		
	氏名		
	電話番号		
		配布部数	部

※部数の変更については、10日受領分までを次回の配送便、広報紙の配送から反映します。(但し、4月配送便については4月5日受領分まで反映)
※加入世帯数については、地域活動推進費補助金の申請をはじめ、総会資料(決算書等)記載のものや地区連合報告のものと一致するようにしてください。

※変更があった場合のみご提出をお願いします

自治会町内会〔設立・異動〕届

令和 年 月 日

(提出先)
神奈川県長

No.

自治会町内会名

(旧) 会長住所

(旧) 会長氏名

下記のとおり〔設立・異動〕しましたので、お届けします。

異動内容 (○で囲ってください)		名称・編入・分離・区域・会長・書類等送付先・ 広報紙送付先・加入世帯数・広報配布世帯数・ 班(組)数・掲示板数・会館・その他()			
異動(設立)期日		令和 年 月 日			
自治会町内会名					
新 会 長	ふりがな 氏 名				
	自宅住所	〒 神奈川県			
	自宅電話・FAX	Tel — FAX —			
	携帯電話(任意)	— —			
配送便等送付先 (会長宅以外の場合)		氏名		電話	—
		住所	神奈川県		
広報紙送付先 (会長宅以外の場合)		氏名		電話	—
		住所	神奈川県		
加入世帯数		世帯		班(組)数	班(組)
広報配布世帯数		世帯		掲示板数	
自治会町内会の区域					
自治会・町内会館		名称		電話	—
		住所	神奈川県		
備考					

- (注意) 1 届出は旧会長名でお願いします(設立、死亡及び解任の場合は除く)。
2 設立の場合は区域図、規約及び役員名簿を添付してください。
3 区域の変更の場合は、区域図を添付してください。
4 毎月10日までに提出いただいた情報は、次回分から反映します。
※ただし、4月配送便については、4月5日受領分までを反映いたします。

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

地区連合町内会長及び自治会町内会長の個人情報の取り扱いについて

日頃から神奈川区政に対し御理解、御協力を賜りありがとうございます。

さて、自治会町内会長の氏名、住所、電話番号等個人情報については名簿を作成し、適切に管理を行っていますが、各機関等から照会があった場合には次のとおり取り扱いをさせていただきたく、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

1 情報提供内容

項 目	法人化した自治会町内会 (認可地縁団体)	左記以外の自治会町内会
会長氏名	提 供	
会長住所	提 供	下記情報提供先にのみ提供
会長電話番号	下記情報提供先にのみ提供	

2 情報提供方法

(1) 全件名簿による提供

区役所内部、神奈川区社会福祉協議会、神奈川警察署及び神奈川消防署については、名簿により提供します。

(2) 当該自治会町内会のみ提供

下記の情報提供先については、当該自治会町内会の情報のみ提供します。

情報提供先	具体的団体名等
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関
② 公共的機関	市外郭団体、市・区社協等
③ 審議会等	会長が就任している審議会等の事務局
④ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員
⑤ 宅建業協会	県宅地建物取引業協会横浜東部支部会員
⑥ 区民	転入等による区民からの照会
⑦ 工事業者※	東京電力、東京ガス、NTT 等
⑧ 開発事業者※	民間開発事業者(ディベロッパー)
⑨ その他※	定例会で承認、または個別に確認を取った相手方

※ 周辺住民との事前調整など自治会町内会にとって必要と認められる場合に限る。

担当:神奈川区役所地域振興課

段 電話 411-7086

自治会町内会長 各位

神奈川区役所地域振興課

令和 6 年度の配送便（白袋）について

日頃より区政に対しご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年度の掲出依頼物等をお届けしている配送便（白袋）については、取扱いが次のとおりとなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 契約業者

ウィズロジックス株式会社

※ 6 年度から新しい事業者になります。

2 配送方法（原則、変更なし）

(1) 配送月

8 月・12 月を除いて毎月配送します。

(2) 配送時期

原則、25 日までの数日間で配送します。

なお、配送日の指定はできません。

(3) 不在時の取扱い

不在時は現況届にて指定された場所（玄関先など）に留め置きを行います。

3 その他

配送便送付先・広報送付先の変更や部数の変更については、毎月 10 日までに地域振興課までお知らせいただければ、次回分から反映します。

ただし、4 月配送便については 4 月 5 日届出分までの現況届を反映することとします。

担当：神奈川区役所地域振興

段 電話 411－7086



神奈川区



青少年指導員だより

発行 神奈川区青少年指導員協議会
事務局 神奈川区役所 地域振興課

2024年（令和6年）3月9日
TEL 045-411-7093 FAX 045-323-2502

ものづくり体験教室

✂️上手につくれたよ

2年 臼井 結菜

7月30日に、ものづくりたいけん教室にさんかしました。さいしょは、どんな子がいるのかな、どんな教室なのかなとドキドキしていました。でも、しどういんさんがやさしくこえをかけてくれたので、ドキドキがなくなりました。

できてうれしかったことは、すごくむずかしい金魚をつくれたことです。また、空気ほうが、かんたんにつくれて、まとをたくさんつくれたのがたのしかったです。

ペットボトルでつくる花びんは、ほそ長くきったところを一つ一つおりまげるのが、力があるのでむずかしかったです。

いっしょうけんめいものづくりをしたので、2じかんはあっという間で、とてもたのしかったです。さんかしてよかったなとおもいました。またらい年もいきたいなとおもいました。



✂️楽しかったもの作り体けん教室

4年 中向井 美和

私は、夏休みに初めて、もの作り体けん教室にさんかしました。

教室では、PPテープをつかった金魚、ペットボトルをつかった、花びんとくうきほうをつくり、それをもって、集合写真をとったりして、楽しみました。

金魚は、けっこうむずかしくて、お母さんとスタッフさんに教えてもらいながら、がんばって作りました。

かびんは、ペットボトルを切るのがやりにくかったけれど、かわいくできたので、うれしかったです。

一番私が楽しかったことが、今回すごくやりたかった、空きほうです。ペットボトルにふうせんをかぶせるときに、スタッフの方々にてつだってもらい、3つも作れました。

スタッフさんたちもやさしく、説明も分かりやすくしてくれて楽しかったです。

ありがとうございました。



『真夏』のものづくり体験教室

今回の「ものづくり体験教室」は、集合時間の午前10時には、33度を超える真夏日に、総勢46名で開催されました。

「PPテープで作る金魚」大人も子どもも真剣な顔でマニュアルと睨めっこ、分からなくなってもスタッフがフォローします。魚の形が出来上がったテーブルでは小さな歓声があがりました。額に汗して集中し没頭するあまり、水分補給を忘れる子どもやお母さんも、ちらほら見受けました。

「ペットボトルで花瓶作り」製作意欲に火がついたテーブルでは、あっという間に作り終えていました。

「ペットボトルで空気砲」の製作では、大いに盛り上がりました。中には、砲身部分のペットボトルの長さで空気の出る量が変わる事に気付く子どももいて、これを機会に科学に目覚めて頂ければと切に願う限りです。

（佐藤 裕）





親子ふれあいスケート

＊ ひさしぶりのスケート

3年 近藤 栄里

わたしは4才の時にスケートに行ったことがあります。その時は、何回も転んでほとんどすべれなかったのですが、今回もすべれる自信がありませんでした。しかし、小学生になってからローラースケートでよく遊んでいたおかげで、スケートリンクにたってもあまりこわくなくて、思ったよりするするすべれて楽しかったです。

とちゅうで大きいリンクから何回か小さいリンクへ行きましたが、大きいリンクのほうが広くてたくさんすべれて気持ちよかったです。

すべっている時に、お母さんがどンドン一人で先に行って声をかけてもふりむかないので、おこっていたら、ころんでしまいました。すべりながら考え事をしていたら集中力が切れてころぶ事がわかりました。またすべりに行きたいです。



＊ 楽しかったアイススケート

6年 川向 彩佳

私は友達とお母さんと一緒に、「親子ふれあいスケート」に参加しました。最初に初心者のご習で転ぶ練習をたくさんしました。

その後で友達と一緒にすべりました。友達はあまり転ばなかったけれど、私は転んでおしりとひざが痛くなりました。

お母さんはアイススケートがうまかったので教えてもらいました。楽しかったです。

私も最後には、すべれるようになりました。また行きたいです。



輝いていた！「親子ふれあいスケート」

参加者数41組119名・青指スタッフ23名



11月11日「横浜銀行アイスアリーナ」に、今年もたくさんの親子が参加してくれました。みんなが集まったところ、リンクでは整氷作業がはじまり、みるみるうちにリンクがピカピカに。滑る前から気持ちが高ぶってきます。アイスアリーナのスタッフさんより滑る上でのアドバイスと準備体操をしていただいたあと、スケート靴に履き替えた子どもたちが一目散に美しいリンクへ。今年も初心者向けのスケート教室があり、みるみるうちに子どもたちは上達していきます。青少年指導員のスタッフも数名滑りながら、またリンクの外でも子どもたちを見守ります。リンク内は厳しい寒さで、大人たちは少々バテ気味のご様子。そんなことにはお構いなしに時間ぎりぎりまで滑っている子どもたち。楽しかったね、来年もまた会いましょう！（前田 修）

大好評！完売！ショートパスタ

区民まつり

今回も「青指の店」では、去年に引き続き、トマト・醤油・きなこの味を用意し、ショートパスタを販売しました。昨年度の記憶を掘り起こし、その時の経験や反省を生かして、今年はより効率的に調理できるように準備をしてきました。当日も「もっとこうしたら美味くなるかも」と、知恵を絞り合いました。昨年の経験者に加えて、今年新しく参加した青少年指導員もいましたが、全員で協力し合って、去年よりも50食近く多い、457食を売り切ることが出来ました。

当日は雨の予報もありましたが、最後までお天気ももってくれて私たちの味方をしてくれました。また、今年はコロナ禍ではない制限のない区民まつりとなったため、たくさんの方々が来場され、ショートパスタもより多くの方に楽しんでもらえたのではないかと思います。

来年も小さなお子さんから大人の方まで、たくさんの方々が来て喜んでいただける青指の店が出せたらいいなと思います。

（白石 洋子）



神奈川区小学校音楽フェスティバル

二谷小学校



三ツ沢小学校



西寺尾小学校



青木小学校



西寺尾第二小学校



子安小学校



12月2日（土）に神奈川公会堂にて、第12回神奈川区小学校音楽フェスティバルを開催しました。神奈川区内の小学校6校より参加があり、出演者と観客を合わせると700名以上の方に来場いただきました。

これまで満足な練習もできない期間が長かったと思いますが、今回は出場校と観客を交えた「ふるさと」の合唱も復活でき、成果発表と交流の場を作ることができました。

コロナ禍を経た環境の変化に、対応を模索しながらの開催でしたが、子どもたちの笑顔に準備の苦労も報われました。来場いただいた皆様、ありがとうございました。（菅原 雅見）

また来年も
お待ちしております



実践型研修会



今年度の実践型研修会として、11月25日（土）に旭区にある「よこはま動物園ズーラシア」に行ってきました。

前日の暖かさと打って変わって晩秋らしい気温となり、寒さが苦手な動物たちは丸まっていたが、寒冷地に生息するオオワシの元気な鳴き声を初めて聞くことができました。



園では動物たちの健康を最優先に展示を休むなど、私が子どもを連れて行っていた頃よりも更に配慮されていると思いました。説明板もじっくり読むと、改めて意外な習性を知ることができました。

研修部会からは動物園クイズが出題され、皆さん真剣に解答欄に記入していました。また今回から二次元バーコードによるアンケート回収が導入され、ゆっくり回答することができて、とても良いアイデアだと思いました。

さすがに日本一広い動物園だけあって、半日では周りきれませんが、季節や時間帯を変えて何度も通い、前回会えなかった動物に会う楽しみ方もあるなと思いました。

（原 明子）

令和5年度 各種表彰受賞者

みなさま、おめでとうございます



神奈川県青少年指導員表彰

山下 敏雄 （入江）
菅野 岩雄 （神之木西寺尾）
石原 美子 （松見）
小原 清司 （大口・七島）
前田 修 （白幡）
川崎 平 （幸ヶ谷）
荻原 彦二郎 （神北）
島田 恵 （神北）
渡辺 哲 （神北）

前田 修 （白幡）
荻原 彦二郎 （神北）
島田 恵 （神北）
渡辺 哲 （神北）
佐藤 裕 （協議会）
15 年 武山 良男 （神之木西寺尾）
10 年 渡邊 雅人 （神之木西寺尾）
濱野 範子 （白幡）
田中 英紀 （神奈川）
吉田 孝之 （幸ヶ谷）
遠藤 公洋 （浦島丘）
金古 輝彦 （浦島丘）
小松 寿美子 （青木第一）
樋口 正子 （青木第一）
細谷 廣子 （三ツ沢）
山口 由華 （三ツ沢）
阿尾 尚子 （神大寺）
森本 佳世 （片倉）
永井 利矢 （菅田）
東田 信子 （三枚）



神奈川県青少年育成活動推進者表彰

前田 修 （白幡）

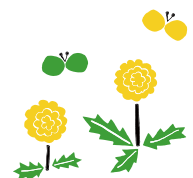


横浜市青少年指導員永年勤続者顕彰

20 年 山下 敏雄 （入江）
菅野 岩雄 （神之木西寺尾）
石原 美子 （松見）
小原 清司 （大口・七島）

編集後記

カラー印刷第2弾となった神奈川区青少年指導員だより第97号はいかがだったでしょうか。コロナ禍で制限されていた頃のうっぴんを晴らすように、各種イベントには募集人数を大きく上回る人が参加してくれました。子どもたちの笑顔も戻り、大変嬉しい限りです。今後も我々「青指」の活動を分かりやすくお伝えしていきたいと思います。（中尾 達朗）



神奈川県

スポーツ推進委員 だより

第 33 号

Community Sports Adviser

発行／神奈川県スポーツ推進委員連絡協議会 編集／神奈川県スポーツ推進委員連絡協議会 広報部会

事務局／神奈川県役所総務部地域振興課内 TEL 045-411-7092 FAX 045-323-2502



副会長就任にあたり

神奈川県スポーツ推進委員連絡協議会

副会長 尾崎 恵子



4月より神奈川県スポーツ推進委員連絡協議会の副会長に就任いたしました。スポーツ推進委員を始めて13年目とまだまだ経験も未熟な中での大役を仰せつかり、諸先輩方にご指導をいただきながら尽力しております。

今年度は新型コロナウイルス感染症がようやく終息の兆しが見える中で、多くの行事が再開されました。スポーツ推進委員になり初めての行事参加になる方や行事自体の開催が4年振りとなるものもあり運営に携わる者として色々と模索しながら進めてこられたと思います。

その中でも私は8月に行われた第73回神奈川県少年少女ソフトボール大会では過去稀にみる猛暑の中、WBGT測定器で暑さ指数の測定をしながらの開催となったことがとても印象に残っております。

決勝戦を最後まで行うことが出来なかった悔しさは選手同様に私たちも深く感じ、次年度の開催に向けて改めて見直さなければならぬ課題もあるものでしっかりと検討していきたいと思っております。

さて、スポーツ推進委員には横浜マラソンから自治会町内会の行事と幅広い活動場所があり、従事期間も通年です。まだスポーツ推進委員になられて一度も行事への参加がない方は、どのような行事でも構わないのでぜひ第一歩を踏み出して一緒に活動を楽しみましょう。

神奈川県スポーツ推進委員

行事あれこれ

令和5年度

5月13日(土)

ワールドトライアスロンシリーズ2023横浜

ワールドトライアスロンパラシリーズ2023横浜

於：山下公園赤レンガ倉庫周辺

横浜みなとみらい地区でワールドトライアスロンシリーズ横浜大会が開催されました。

神奈川県スポーツ推進委員は今年も会場の設営、沿道の警備に従事しました。担当場所が猛スピードでカーブを駆け抜けるビュイポイント。天候はあいにくの雨の為沿道のギャラリは少なめでしたが、大きな声援も時折聞こえようやくコロナの影響も無くなってきたかと感じます。

特にトラブルも無く終了。朝5時半からのボランティア。お疲れ様でした。



6月11日(日)

第1回地区交流会

於：二谷小学校 体育館

1回目の地区交流会が開催されました。コロナが明けて、各地の行事も始まり、参加者は少ない様に見えました。二谷小をお借りして、「キンボール」の講習と実戦を行いました。実戦後の感想は、「疲れた」「足が痛い」との事でしたが、久しぶりの集まりで、皆さんとても楽しそうでした。



8月20日(日)

「第62回1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭in横浜」

於：赤レンガパーク

早朝にも拘らず赤レンガパークは異常な熱気(暑気)が漂っていました。

じっとしていても汗が流れ落ちる中、横浜市民をはじめ県外からもたくさんの方が集い、1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭が開催されました。

NHKによるテレビ・ラジオ同時中継が全国や海外へも発信され、この熱気が皆さんへ伝わったことと思います。

神奈川県スポーツ推進委員からは塚原会長をはじめ5名が参加しました。



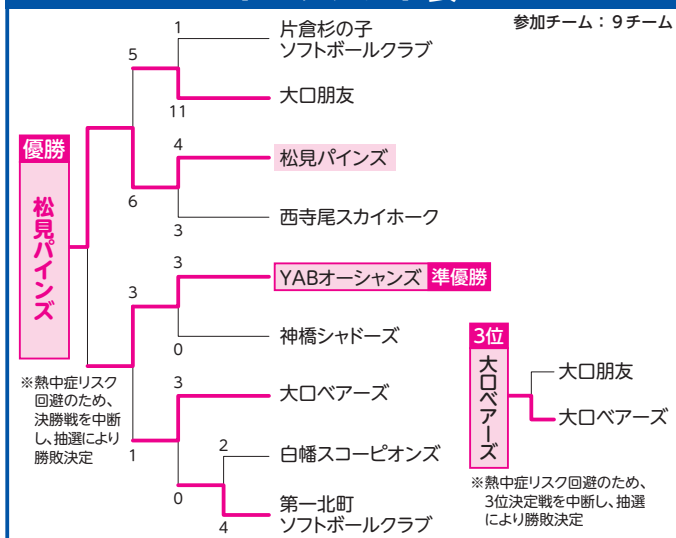


第73回大会が開催されました。予定日の8月26日(土)は、熱中症警戒アラート発生のため延期され、8月27日(日)・9月2日(土)の2日間となりました。両日も真夏の日差しを浴びながら熱戦を繰り広げました。決勝戦は、残念ながら熱中症警戒アラートが発生した為中止となつてしまいました。優勝は選手たちによる、大会初のくじ引きとなりました。くじ引きの結果、松見パインズの優勝となりました。暑い中で声援ありがとうございました。

第73回 神奈川区 少年少女ソフトボール大会

8月27日(日)・9月2日(土)
於：片倉うさぎ山公園グラウンド

第73回 神奈川区少年少女ソフトボール大会 トーナメント表



優勝 松見パインズ



9月24日(日)
2023横浜八景島
トライアスロンフェスティバル
於：横浜・八景島シーパラダイス、
LINKAー横浜金沢
八景島で行われるトライアスロン大会が4年振りに開催されました。
「こどもから大人まで、ファミリーで楽しめるトライアスロン大会、横浜八景島を満喫しよう」がテーマ。5月に開催されたワールドトライアスロン大会とは一味違うほのぼのとした大会の印象です。
といつても参加選手達は真摯に競技に取り組み、ひたむきな姿勢は応援したくなりました。神奈川区スポ推は今回も沿道の警備がメイン。途中コース変更などもありケースバイケースに対応しながらも無事任務を完了。朝からの従事お疲れ様でした。

10月8日(日)

神奈川区民まつり

於：反町公園

今年はコロナが明けて、5年ぶりにフルスペックでの開催。

我らがスポ推は、毎年恒例の名物「玉こんにゃく」と「シユワつとしてのどの湯きにい飲み物」で勝負。途中、かめ太郎も応援に駆けつけてくれました。

味がしつかりとしみた「玉こんにゃく」は一度食べると病みつきになること間違いなし。時間によっては行列もできる人気店。大人気につきお昼過ぎには完売御礼。あいにくの曇り空で不安のあった「シユワつとした飲み物」も店員のパワーで閉店前には完売でした。他にも、会場内の誘導や駐輪場の案内でもスポ推の力を発揮。

ブランドがあったけれど、みんなが協力して、大成功&大満足の日となりました。早くも来年度が待ち遠しい気持ちでいっぱいです。



10月29日(日)

横浜マラソン2023

於：みなとみらい地区

「横浜を走る、世界が変わる。」をスローガンに「横浜マラソン2023」が4年ぶりに完全復活しました。早朝から小雨の降る中、約23000人のランナーが山中市長の号砲で、様々な目標に向けて快走！その迫力に、スポーツの力を感じた瞬間でした。

神奈川区スポーツ推進委員は、スタートから7ブロックのコースの設営と走路員です。早朝から準備をして最後の1人が無事に走り抜けた時、爽快な達成感を感じて、来年の「横浜マラソン」が楽しみになる1日でした。



令和6年1月13日(土)

第77回日産カップ 神奈川区ロードレース大会

於：日産スタジアム 新横浜公園内周回道路

とても穏やかな天候に恵まれ神奈川区ロードレース大会が行われました。ファミリー、小学生、中学生、一般・高校生が9種目10.5・4kmに挑戦。それぞれの距離に向け頑張る姿に、応援する側も声援に力が入ります。

中でも小学生5、6年生の男女混合レースではただ1人の女の子の歯を食いしばって最後まで頑張る姿がとても素敵で印象に残った大会でした。





この大会に参加した子供たちの中からワールドカップやオリンピックで活躍する選手が誕生することを期待しています。

男子の優勝は羽沢南ミニバスケットボールクラブ、女子は西寺尾第二ミニバスケットボールクラブWINGS女子。両チームとも層が厚く、総合力で優っていました。

4年ぶりに開催された大会には、男女あわせて24チームが参加しました。初めて決勝トーナメントを間近で観戦し、子供達のレベルの高さに驚くばかり。印象的なのは男子準決勝、三ツ沢ファイヤーフライ対宮向ドルフィンズは勝負が決まらずサドンデスとなりました。シュート1本1本が非常にアツクドキドキしてしまいました。

第39回 神奈川県ミニバスケットボール大会
11月26日(日) 予選
於：子安小学校、神奈川小学校、神大寺小学校
12月3日(日) 決勝トーナメント
於：神奈川スポーツセンター

第39回 神奈川県ミニバスケットボール大会 決勝トーナメント

優勝
WINGS
西寺尾第二ミニバスケットボールクラブ
女子



優勝
羽沢南ミニバスケット
ボールクラブ 男子



準優勝
三ツ沢ファイヤーフライ

優勝
クラブ
羽沢南ミニバスケットボール
男子



優勝
西寺尾第二
ミニバスケットボール
クラブWINGS 女子



準優勝
二谷TWIGS・六角橋
フォルティッシモ合同



令和6年1月7日(日)
令和5年度神奈川県スポーツ推進委員大会
於：神大寺地区センター

第1部 式典

冒頭に1月1日に発生した能登半島地震で被災された皆さんに対して黙祷が捧げられました。

塚原会長の挨拶に続いて、日比野区長をはじめ来賓の方々からご祝辞をいただきました。

また、日比野区長から勤続5年の皆さんへ感謝状が送られました。



第2部 研修会

今年はラグビー横浜キャノンイーグルスGMの永友洋司氏をお招きして「みんなのためにFOR ALL〜ラグビーチームの地域の取組み〜」と題してご講演をいただきました。

ラグビーを通じて人間形成が図れること、ラグビーチームを通じて地域に貢献できることなどを熱心にご教示いただきました。

これらのラグビー精神はまさに被災地の皆さんへの思いに繋がることだと強く感じました。



受賞おめでとう

(敬称略)

第39回神奈川県社会福祉大会福祉活動功労者表彰

(片) 倉 塚原 仁

神奈川県青少年育成活動推進者表彰

(神) 北) 尾崎 恵子

神奈川県スポーツ推進委員連合会功労者表彰

(三) 枚) 林 高央

横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰

25年表彰

(入) 江) 島田 美幸

(白) 幡) 浜野 正男

(三) ツ) 沢) 加藤 祥子

(神) 北) 関 修

20年表彰

(神) 北) 谷藤 力也

15年表彰

(神) 奈) 川) 金丸 二郎

(神) 西) 倉鹿野 昭雄

(六角) 橋) 杉本 綾子

10年表彰

(三) 枚) 林 高央

横浜市スポーツ推進委員連絡協議会退任者表彰

(神) 北) 岡上 治彦

(片) 倉) 長沢 茂



神奈川県スポーツ推進委員永年勤続者表彰

5年表彰

(子安通一) 二宮 清伸

(入) 江) 森谷 尚弘

(大) □) 七) 島) 田中 健

(大) □) 七) 島) 溝口 和徳

(大) □) 七) 島) 阿部 隆

(白) 幡) 伊藤 昌典

(神) 奈) 川) 村井 毅

(神) 奈) 川) 江波 孝之

(幸) ケ) 谷) 宮林 隆行

(神) 西) 高橋 伸也

(浦) 島) 丘) 田中 寛治

(青木第二) 馬場 翔

(三) ツ) 沢) 道家 和隆

(六角) 橋) 田口 和仁

(片) 倉) 奈良 利光

(片) 倉) 原田 賢治

(片) 倉) 森田 純子

(羽) 沢) 長尾 久美子

(三) 枚) 今橋 亮平

編集後記

スポーツ推進委員だよりは年に一回発行されます。この広報を通し我々スポ推がどんな活動をしているのか知ってもらえたら嬉しく、またこの活動が子供達の笑顔や沢山の素敵な縁を紡げたらと思います。取材、原稿作成等ご協力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。

広報部会長 又平 信一

令和6年度からの地域における交通安全啓発活動の進め方について

1 はじめに

このたび、神奈川区交通部連絡委員会は、令和6年3月31日をもって廃止する運びとなりましたが、区内での交通事故は、死亡事故件数は減少しているものの、毎年多数発生している状況は続いており、交通事故撲滅に向けた地域での交通安全啓発活動は欠かすことができない状況が続いています。

このような状況を踏まえ、令和6年4月1日からの地域での交通安全啓発活動の考え方を整理しましたので、皆様におかれましては地域の交通事情を十分にご考慮いただき、交通事故の撲滅に向けた啓発活動の実施にご協力のほど宜しくお願いいたします。

2 活動の進め方

①自治会町内会・地区連合での活動・・・「地域での活動（参考）」をご覧ください。

地域の交通事情を踏まえ、各自治会町内会若しくは地区連合による交通安全啓発活動を実施ください。

②交通安全担当者の選任

各自治会町内会において、「交通安全担当者」を選任してください。これまでの「交通部長」という名称も使用可能です。また、これまでの「交通部理事」にあたる方は必須ではありませんが、地区連合における交通安全担当者が必要となる場合は別途、ご選任ください。

※各自治会町内会及び地区連合の交通安全担当者の選任について、区への報告は不要です。

※交通安全啓発に関する区からのお知らせは、各自治会町内会長あてに行います。

③地域の「交通安全シルバーリーダー」との連携

地域にお住まいの方の中には、道路局主催の養成研修を受講した「交通安全シルバーリーダー」となられた方もおられますので、地域の「交通安全シルバーリーダー」との連携による活動についてもご検討ください。

※交通安全啓発活動は、地域にお住まいの皆さまが協力して実施する啓発活動ですので、シルバーリーダーに一任（丸投げ）することは、お控えください。

④活動費の負担

交通安全活動に必要な費用は、各自治会町内会・各地区連合において負担ください。

⑤活動報告の提出

交通安全啓発活動に関する「年間活動報告書」を地区連合として地域振興課に提出ください。

（裏面に続く）

3 その他

①活動物品の提供について（地域振興課）

各自治会町内会や各地区連合での交通安全啓発活動に使用できる物品を提供します。

《提供可能物品》

- ・ベスト ・帽子 ・腕章 ・横断旗 ・誘導棒
- ・啓発グッズ（グッズ内容は、別途お問合せください）

《受渡方法》

区交通安全担当へ事前にご連絡頂いたうえ、区役所本館 5 階 505 窓口までお越しください。

※配布当日は、受領書の記載が必要となります。

②旗振り講習会等への参加調整について（地域振興課）

道路局が開催する旗振り講習会への参加受付・調整を行います。

《旗振り講習会（参考）》 ※令和 6 年度開催分については、別途、お知らせします。

〔開催時期〕 例年 5 月ごろ開催予定

〔開催場所〕 令和 5 年度は、南公会堂・旭公会堂・磯子公会堂・都筑公会堂で開催しました。

③交通安全に関する情報提供について【神奈川警察署】

主に区連会を通じて、交通安全に関する各種情報を提供の予定

④交通安全講習会等の開催について【神奈川区交通安全協会】

地域からの開催要望を受け、交通安全講習会などの交通安全研修を実施の予定

担当 神奈川区役所地域振興課交通安全担当

電話：411-7095 FAX：323-2502

E-mail：kg-chishin@city.yokohama.jp

◆地域での活動（参考）

①街頭監視活動・・・地域内の主要交差点において、街頭監視を実施

《やり方の見直し》

〔これまで〕主要交差点を中心に、必要に応じて複数地区が連携して実施

〔今 後〕各地域で交通事情を考慮のうえ、実施する交差点を決定ください。

※ 実施日は毎月1日の「県民交通安全の日」（土日の場合は月）を目安とします。

（1月は、15日の「高齢者交通安全の日」とします。）

※ 必要に応じて地域の「交通安全シルバーリーダー」と連携して実施ください。

《令和6年度街頭監視活動実施日（目安）》

実 施 日	交 差 点	備 考
令和6年 4月 1日（月）	各地域での交通事情をご 考慮頂き、実施する交差 点を決定ください	※年間の実施回数、各実施日 時は、地域の都合や交通事情 等を考慮して決定ください。 ※これまでどおり、必要に応 じて複数地区の合同実施も 可能です。
5月 1日（水）		
6月 3日（月）		
7月 1日（月）		
8月 1日（木）		
9月 2日（月）		
10月 1日（火）		
11月 1日（金）		
12月 2日（月）		
令和7年 1月15日（水）		
2月 3日（月）		
3月 3日（月）		

②交差点での旗振り・・・通学路等の交差点で、必要に応じた見守り活動を実施

③交通安全教室の開催・・・「子ども」「三世代」「高齢者」対象の交通安全教室を実施

※実施の際は、これまでと同様に神奈川区交通安全協会と日時・内容等を調整し、予め区の担当者へご連絡ください。

④広報活動・・・自治会町内会の集会・レクリエーション等を利用した交通安全啓発活動、地域掲示板への交通安全啓発ポスターの掲示など、交通安全に関する広報を実施

⑤その他・・・その他、交通安全活動として必要な内容を実施

年度交通安全啓発活動実施報告書

連合名：_____

実施日	活動名	実施概要（場所、参加人数、内容等）

年 月 日（ ）までに提出してください。

提出先：神奈川区役所地域振興課交通安全担当

電話：411-7095 ／ FAX：323-2502 ／ E-mail：kg-chishin@city.yokohama.jp

令和6年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和5年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,703件（前年比+211件）、負傷者数8,909人（前年比+426人）と、ともに増加しました。交通事故死者数は前年より増え40人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が18人、二輪車乗車中が15人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが18人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和6年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん まもるくん

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

（1）各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名 称	実施期間	備 考
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	4月6日（土）～15日（月） 4月10日（水）	別に実施要綱を定めます。
夏の交通事故防止運動	7月11日（木）～20日（土）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（土）～30日（月） 9月30日（月）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（水）～20日（金）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名 称 (スローガン)	実施期間	備 考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(水)～31日(金)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(土)～30日(日)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(火)～31日(木)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(日)～31日(火)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和6年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和5年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、金沢区
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和6年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和7年 2月（予定）	【協議事項】 ・令和6年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和7年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発ポスター・チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎ 045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

視聴覚教材（DVD）



パペット



（ルール） （まもる）

自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課(※) 電話045(671)2323

※令和6年4月1日から道路政策推進課に課名を変更します

賃貸住宅の退去時のトラブル ～高額な原状回復費用～

1年間住んだ賃貸アパートを退去した際、立会い業者から修理見積書が提示され、クリーニング代のほかに畳の表替え・襖の張替え費用として16万円も請求された。不満だ。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によれば、部屋の通常使用の損耗は賃料に含まれるため、特約等がなければ貸主の負担としています。再度、契約書の内容（禁止事項・修繕・退去時の費用負担等）を確認し、貸主（管理会社）と話し合しましょう。



トラブルを未然に防ごう

- ☒ 入居前に物件や契約内容をよく確認しましょう!
- ☒ 入居中、必要な修繕は貸主に相談しましょう!
- ☒ 契約にない請求は注意!困ったら下記へ相談を↓



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土・日 9:00～16:45)